

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月4日（令和元年（行情）諮問第389号）

答申日：令和2年7月13日（令和2年度（行情）答申第132号）

事件名：全国知的障害者更生相談所長協議会が提出した療育手帳の法制化を求める要望書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「発達障害者支援室が保有する文書のうち、全国知的障害者更生相談所長協議会が提出した療育手帳の法制化を求める要望書及びその要望書に対する回答書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月23日付け厚生労働省発障0823第9号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和元年8月23日付け厚生労働省発障0823第9号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、同年8月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害者支援室が保有する文書のうち、全国知的障害者更生相談所長協議会が提出した療育手帳の法制化

を求める要望書及びその要望書に対する回答書」の開示を求めるものである。

全国知的障害者更生相談所長協議会が提出した療育手帳の法制化を求める要望書及びその要望書に対する回答書について、発達障害の関係団体とは異なるため、発達障害者支援室で取得したことはない。そのため障害児・発達障害者支援室では保持はしていない。以上の点から、不開示とした原処分は、妥当であると考え。また、本件審査請求に当たり、他に開示対象文書がないか探索したが、他に該当するものは確認されなかった。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年6月25日 審議
- ④ 同年7月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 発達障害者支援室とは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室（以下「発達障害者支援室」という。）のことである。

イ 「全国知的障害者更生相談所」は、知的障害者福祉法に基づいて設置・運用され、「療育手帳」は、「療育手帳制度について」（昭和4

8年9月27日厚生省発児第156号) (各都道府県知事・各指定都市市長宛て厚生事務次官通知) に基づいて交付されるものであるところ、同法及び同通知はいずれも別の部署が所管していることから、発達障害者支援室においては、本件対象文書を含め、全国知的障害者更生相談所長協議会に関する文書も療育手帳の法制化に関する文書も作成又は取得したことはない。

ウ また、本件審査請求を受けて、念のため、発達障害者支援室において、執務室内、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、知的障害者福祉法等の関係条文等を確認したところ、上記(1)イの諮問庁の説明のとおりであることが確認された。
- (3) このため、本件対象文書について、該当する文書を保有しないとする上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子